

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第13回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成16年12月3日(金)10:00～16:20

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),神垣清水,相良朋紀,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

園尾総務局長,戸倉審議官,中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成17年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- 平成17年4月期の弁護士任官候補者について
- 平成16年12月の出向からの復帰候補者について
- その他

(2)今後の予定等について

5 配付資料

指名諮問委員会のスケジュール(案)

6 議事

(1)協議(:委員長, :委員, :庶務, :説明者)

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成16年11月の出向からの復帰候補者及び同年12月の判事の再任候補者についての最高裁判所における審議結果、指名の適否について当委員会が判断を留保していた平成16年度新任判事補候補者が任官志望を撤回したこと、平成17年の上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者181人のうち、2人が願いを撤回したこと、並びに最高裁判所から、平成16年12月の出向からの復帰候補者についての指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

・平成17年上半期の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者について

庶務から、9月9日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。また、報告された情報が大部になったことから、11月29日に作業部会が開催され、重点審議者についての検討及び重点審議者以外の者で委員会において慎重に審議すべき者の振り分けが行われたことも併せて報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、次のとおり説明がされた。「弁護士からの情報収集の在り方については、9月9日の委員会における取りまとめに基づき、各地域委員会から弁護士会への情報提供の周知依頼の際、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義のない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との当委員会の考え方を併せて伝えていただいたところであるが、今回地域委員会から送付された情報を見ると、依然として、弁護士会又はブロック弁護士会において情報を取りまとめた

上で地域委員会に情報が送付されている例が多く見られる。その大部分は、各弁護士に対し、情報の送付先として、地域委員会の庶務ではなく、弁護士会等の事務局を指定して情報提供依頼がされているようであり、情報の送付方法として、一部の例外を除き、ファックスでも受け付けるとされているなど、裁判官人事に関する情報の管理、プライバシー保護の観点からも問題がある状況が窺われるところである。また、情報収集の方式についても、依然として、段階評価式アンケートが相当数採用されている。各地域委員会においても、弁護士会等によって取りまとめられた情報の適格性について議論がされたようであるが、最終的には、弁護士会等が取りまとめた情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断は当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付している。このように、地域委員会から当委員会に提供された情報には、その収集や提供の方法等について問題があるものも含まれており、本来であればそうした問題についての検討が必要と考えられるところであるが、作業部会においては、昨年度と同様、顕名により、具体的な根拠事実を記載して提供された情報については、検討の対象に含めて作業がされた。

庶務からの報告を受けて、このような弁護士からの情報の状況は、これまで幾度も確認してきた当委員会の方針と異なるものであり、裁判官の独立への影響の回避、情報の適格性の確保、プライバシーの保護などの観点から問題があるものと考えられるものではあるが、作業部会と同様に、顕名で具体的事実を指摘するものについては、弁護士会等で取りまとめられた情報であっても、一律に排除することはせず、個別にその適格性を判断することとして審議を行い、指名の適否についての審議が終わった後に、改めてこの点について協議することとされた。

作業部会長である戸松委員から、作業部会の検討結果について報告がなされ、その結果を踏まえて、指名候補者179人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議の結果、175人については指名することが適当と、4人については指名することとは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成17年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月9日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者1人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議された。審議の結果、同人を判事補として指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成16年12月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している者1人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、判事として指名することの適否について審議された。審議の結果、同人について、判事に任命すべき者として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

・ その他

弁護士からの情報について、依然として、弁護士会等が積極的に情報収集を働き掛け、当委員会の要請にかかわらず、弁護士会等を情報送付先として指定し、情報を取りまとめているという状況が続いている点について、以下のとおり協議がなされた。協議の結果、弁護士からの情報収集の在り方については、9月9日の委員会で確認した当委員会の方針を再度確認し、今後とも、その徹底を図ることとされた。

：

前回に比較して情報の量が多くなっている。段階式評価については問題があると思うが、事実の記載のあるものについては検討のために役立っている。資料の提供されるルートが、資料の価値に影響を与えるのか。弁護士会が意識的に掘り起こしていないと、情報が集まってこない。当面は今のまま続けてみて、最終的な資料としての採否は、当委員会で責任を持つということでないとは集まらないのではないか。

：

大方の情報が弁護士会経由である。なぜ、弁護士会経由ではなく、直接地域委員会に提供するように周知しないのか。弁護士会を経由すると作為が入る疑いを持たれるのではないかと。また、特定の裁判官に関する情報が、特定の弁護士会から提供されると、会の運動として行っていると解釈されるおそれもあるのではないかと。

作為が入り込む余地はない。提出先については、直接地域委員会に出すのが原則であろうが、提供しやすいということで、弁護士会に対してファックスで提出するという方法で提供されることになったのだと思う。今後、地域委員会に直接提供される方向に向かうと思われるが、情報を集めることとの兼ね合いの問題もあると思う。あまりに杓子定規では、情報収集の点で弱くなるのではないかと。

一人一人の弁護士からの情報の重みを考えてほしい。我々は、一つ一つの情報について検討したいと考えているのであり、そのためには、提供者も、責任を持って、決められた提出先に提出してほしい。また、判読さえできかねる、殴り書きのようなものもあるが、裁判官の将来に関わる重大な問題であるのに、その自覚がなく、あまりにも無責任ではないか。自覚を持って、顕名で、責任を持って、きちんと丁寧に、自分が経験した事実を押さえた情報を提供するように指導していただきたい。提出先も地域委員会とされているのであり、そこに提出するのが面倒であるというのでは、協力態勢ができていないと言われても仕方がない。よろしく、ご指導をお願いしたい。

作業部会等で資料を見ると、昨年度と比較して、よくなっている感じがする。地域委員会でのスクリーニングの成果なのだろう。他方、情報の提供があつて然るべき裁判官について、弁護士から情報が寄せられていないという点には疑問を感じた。会による取りまとめは、無論困るが、弁護士会による啓発活動は必要ではないかと感じた。

弁護士全体に裁判官の指名手続への関心が少ないという状況の中で、弁護士会には、意見を出そうという活動をしていただきたい。また提供される情報についても、一人の裁判官の将来を決めるのだから真摯に考えてほしい。説得力のない資料につい

ては委員会で使用されないのだということ、つまり、説得力のある資料の提出について、弁護士会に啓発活動をお願いしたい。

一般規則制定諮問委員会においては、充実した情報に基づいて審議する必要があるとされる一方で、組織により情報が収集され、取りまとめられるようなことがあれば、組織による査定がなされるように裁判官に受け止められるおそれがあり、裁判官の独立の観点から問題があるのではないかという点が真剣に議論されたところである。啓発活動はよいが、組織による情報収集については、そのような問題があるという点を踏まえて御議論いただきたい。

その問題点については認識している。弁護士会の意見が反映されたり弁護士会にとって望ましい意見しか出ないこととなるという危惧であろうと思う。一方、きちんとした内容の情報を提供するように周知を図るという趣旨で、具体的に何が問題となって裁判官として不適なのか、起承転結のある情報を提供するためのサンプルは示したことがあり、過渡期において、そのような啓発活動については、弁護士会が介在しなければ行い得ないと思う。弁護士には地域委員会に提出するようにとっており、ルートとして弁護士会を経由しなければならないとは言っていない。

弁護士会の会報の記事を見ると、情報収集の点のみが強調され、弁護士会を経由することの意味についての議論がなされていないように思われる。情報の量の問題も重要であるが、情報収集の過程についてもクリーンにしておく必要がある。依然としてファックスにより弁護士会やブロック弁護士会に情報が提供されているということは、何人かの人が目を通す可能性があるということであり、個人情報の管理に対する認識が薄いのではないか。その意味で、情報提供のルートの問題は強調してもよいのではないかと思う。

内部の議論を行っていないわけではなく、物理的に取りまとめて提出するのは、干渉には当たらないとして行っているのだと思う。制度の一層の周知徹底を行っていく必

要があるが、今はその過程の段階で、行いやすい方法で行われているという面もあることを御理解願いたい。

情報の提供方法について、ファックスはやはり問題があるので、提出しやすい方法については、地域委員会宛の封筒を添付するなど、もっと別の工夫をすればよいのではないか。

宛先の問題や判読できない記載の情報がある点については、弁護士会において工夫し対処していただきたい。

情報の提供に当たっては、裁判の独立に留意すべきであり、基本的にネガティブチェックであるから検察官からの情報提供はほとんどなかったものと思われる。しかし、今後、候補者にプラスになる情報も含めて、なるべく多くの情報があった方がよいということであれば、また別な情報の取り方及び出し方があると考えられる。

判事の再任、弁護士任官及び司法修習生からの任官の三つのカテゴリーによって、それぞれ情報収集の持つ意味合いが違うことは、一般規則制定諮問委員会でも議論されたところである。つまり、判事の再任の場合は、現に裁判官として執務しており、その実績があるので、ネガティブチェックということで、特に重大なマイナス面から指摘がされている場合にのみ、問題にすれば足りるという議論がされた。情報としては、10年分の評価の積み重ねがあるので、これを基本として、外部の情報については、内部の評価を補うという意味で、特に重大なマイナス情報をもたらされた場合に考慮すれば足りるという議論であった。この点で、裁判官としての経験がなく、なるべく多くの情報を集める必要がある弁護士任官とは異なることに留意する必要がある。

弁護士からの情報については、作業部会で資料を読んだ印象と、委員会の場での議論に価値観上のブレはなく、確かに疎密はあるが、議論するだけの価値はあった。当委員会の考え方については、弁護士に伝わっているとは思われるので、もう少し工夫

すればよくなっていくとは思われる。昨年と比較してもよくなっていると思うので、中期的には悲観はしていない。検察官からの情報の問題は、出てきた情報をどういうバランスで考えていくかの将来的な問題であろう。

：

いろいろ意見が出たが、弁護士からの情報収集の在り方の方向については、委員の方々の意見は一致していると思われる。まずは、形式的な面からの工夫、例えば、書きやすい書面とする、地域委員会あての封筒を添えて情報を募るなど、是非、実践していただくよう努力をお願いしたい。基本的なことは、第10回の当委員会で確認した方針のとおりであると考えられるが、いかがか。

：

異議なし

(2) 今後の予定等について

庶務から、「指名諮問委員会のスケジュール(案)」に基づき、平成17年の予定について説明がなされた。また、出向からの復帰候補者について、12月中に諮問がなされる見込みであるとの説明がなされ、当該候補者について審議するため、臨時の委員会を平成16年12月17日(金)午後1時30分から開催することとなった。

以上